

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友笹部店

松本市笹部1-606-1 外

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワルド・ジームズ・カレッジ エッスキー	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワルド・ジームズ・カレッジ エッスキー	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

- 4 変更した年月日

平成22年2月1日

- 5 届出年月日

平成22年3月10日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

- 7 縦覧の期間

平成22年3月29日から平成22年7月29日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

桔梗ヶ原ショッピングセンター

塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-12 外

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

平林正臣

塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-11

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
平林正臣	-	塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-11
合同会社西友	イトワルド・ジームズ・カレッジ エッスキー	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
平林正臣	-	塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-11
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワルド・ジームズ・カレッジ エッスキー	東京都北区赤羽2-1-1
株式会社しまむら	野中正人	埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1
株式会社しまむら	野中正人	埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4

- 4 変更した年月日

平成22年2月1日

- 5 届出年月日

平成22年3月10日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間
平成22年3月29日から平成22年7月29日まで

8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友塩尻野村店

塩尻市大字広丘野村字桔梗ヶ原1787-8 外

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友
東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワルド・ジエームズ・カレッジ エッスキー	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワルド・ジエームズ・カレッジ エッスキー	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

- 4 変更した年月日
平成22年2月1日
- 5 届出年月日

平成22年3月10日

6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間
平成22年3月29日から平成22年7月29日まで

8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングタウンとよしな

安曇野市豊科南穂高774-1 外

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社カインズ
群馬県高崎市高関町380

合同会社西友
東京都北区赤羽2-1-1
豊倉商事株式会社
松本市笹部2-2-22

望月伸泰
安曇野市豊科南穂高809

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土屋 裕 雅	群馬県高崎市高関町380
合同会社西友	イトワルド・ジエームズ・カレッジ エッスキー	東京都北区赤羽2-1-1
豊倉商事株式会社	赤羽 浩太郎	松本市笹部2-2-22
望月伸泰	-	安曇野市豊科南穂高809

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土屋 裕 雅	群馬県高崎市高関町380

合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1
豊倉商事株式会社	赤羽 浩太郎	松本市笹部2-2-22
望月 伸泰	-	安曇野市豊科南穂高809

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	群馬県高崎市高関町380
合同会社西友	エドワード・ジェームズ・カレッジ・エッスキー	東京都北区赤羽2-1-1
有限会社フルールあずさ	古幡 宜嗣	安曇野市豊科5741-1
小林製菓株式会社	小林 和幸	安曇野市豊科4476
有限会社なかや薬局	中村 健志	安曇野市三郷温3798-1
ル・プレ株式会社	塚田 弘	埴科郡坂城町大字坂城6428
株式会社プラザクリエイトイメージング	大島 康広	東京都千代田区九段南4-7-13
小林 利次	-	安曇野市穂高牧901-4
豊倉商事株式会社	赤羽 浩太郎	松本市笹部2-2-22
望月 伸泰	-	安曇野市豊科南穂高809

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	群馬県高崎市高関町380
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1
有限会社フルールあずさ	古幡 宜嗣	安曇野市豊科5741-1
小林製菓株式会社	小林 和幸	安曇野市豊科4476
有限会社なかや薬局	中村 健志	安曇野市三郷温3798-1
ル・プレ株式会社	塚田 弘	埴科郡坂城町大字坂城6428
株式会社プラザクリエイトイメージング	大島 康広	東京都千代田区九段南4-7-13
小林 利次	-	安曇野市穂高牧901-4
豊倉商事株式会社	赤羽 浩太郎	松本市笹部2-2-22
望月 伸泰	-	安曇野市豊科南穂高809

4 変更した年月日

平成22年2月1日

5 届出年月日

平成22年3月10日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年3月29日から平成22年7月29日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日

付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友穂高店

安曇野市穂高5626-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	エドワード・ジェームズ・カレッジ・エッスキー	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	エドワード・ジェームズ・カレッジ・エッスキー	東京都北区赤羽2-1-1
細川 陽子	-	安曇野市穂高5626-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1
細川 陽子	-	安曇野市穂高5626-1

4 変更した年月日

平成22年2月1日

5 届出年月日

平成22年3月10日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年3月29日から平成22年7月29日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友大町店

大町市大字大町4620-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

有限会社イリハチ

大町市大字大町4237

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワトド・ジエムズ・カレシエ ユースキー	東京都北区赤羽2-1-1
欄 幸 夫	—	大町市大字大町3331
有限会社カネリキ	山 口 茂	大町市大字大町2261-1
筑 地 広 彰	—	大町市大字大町4092
株式会社ブーラン ジュリー横浜	久 松 貴 弘	長野市青木島綱島505

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1
欄 幸 夫	—	大町市大字大町3331
有限会社カネリキ	山 口 茂	大町市大字大町2261-1
筑 地 広 彰	—	大町市大字大町4092
株式会社ブーラン ジュリー横浜	久 松 貴 弘	長野市青木島綱島505

4 変更した年月日

平成22年2月1日

5 届出年月日

平成22年3月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県北安曇地方事務所商工観光建築課

7 縦覧の期間

平成22年3月29日から平成22年7月29日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県北安曇地方事務所商工観光建築課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友松川店

北安曇郡松川村字東川原5723-11 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワトド・ジエムズ・カレシエ ユースキー	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワトド・ジエムズ・カレシエ ユースキー	東京都北区赤羽2-1-1
有限会社内川薬局	内 川 輝 雄	北安曇郡松川村7019-265

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1
有限会社内川薬局	内 川 輝 雄	北安曇郡松川村7019-265

- 4 変更した年月日
平成22年2月1日
- 5 届出年月日
平成22年3月9日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県北安曇地方事務所商工観光建築課
- 7 縦覧の期間
平成22年3月29日から平成22年7月29日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県北安曇地方事務所商工観光建築課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社高木酒店
長野市大字稲葉日詰2777-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社高木酒店
長野市大字稲葉日詰2777-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社高木酒店	高 木 弘 昭	長野市大字稲葉日詰2777-1
合同会社西友	エドワード・ジェームズ・カレッジ・エッセキ	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社高木酒店	高 木 弘 昭	長野市大字稲葉日詰2777-1

合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1
--------	-------	--------------

- 4 変更した年月日
平成22年2月1日
- 5 届出年月日
平成22年3月9日
- 6 届出書の縦覧の場所
3 長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成22年3月29日から平成22年7月29日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友伊勢宮店
長野市伊勢宮2-27-10 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	エドワード・ジェームズ・カレッジ・エッセキ	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	エドワード・ジェームズ・カレッジ・エッスキー	東京都北区赤羽2-1-1
有限会社もへじや製菓	森 山 直 廣	下高井郡山ノ内町大字佐野413-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1
有限会社もへじや製菓	森 山 直 廣	下高井郡山ノ内町大字佐野413-1

- 4 変更した年月日
平成22年2月1日
- 5 届出年月日
平成22年3月9日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成22年3月29日から平成22年7月29日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングタウン川中島
長野市川中島町今井字薬師堂1813-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	エドワード・ジェームズ・カレッジ・エッスキー	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	エドワード・ジェームズ・カレッジ・エッスキー	東京都北区赤羽2-1-1
株式会社パレモ	中 本 敏 幸	愛知県稲沢市天地五反田町1番地
株式会社誠美堂	余 湖 秀 夫	東京都板橋区徳丸2-23-13
株式会社モリタ	盛 田 良 次	秋田県秋田市中通1-4-1
山 岸 明	-	長野市川中島町今里706
As-meエステール株式会社	丸 山 雅 史	東京都新宿区住吉町8-12
株式会社タツミヤ	曲 渕 恵美子	東京都八王子市暁町1-32-13
株式会社リオ横山ホールディングス	横 山 和 幸	愛知県名古屋市中区平和1-15-27
株式会社和真	根 岸 亨	東京都中央区銀座8-9-13
株式会社ジョイ	野 崎 健 二	東京都中野区鷺宮6-28-31-301
有限会社シーポートカンパニー	塚 田 浩 二	長野市安茂里小市3-30-24

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1
株式会社パレモ	中 本 敏 幸	愛知県稲沢市天地五反田町1番地
株式会社誠美堂	余 湖 秀 夫	東京都板橋区徳丸2-23-13
株式会社モリタ	盛 田 良 次	秋田県秋田市中通1-4-1
山 岸 明	-	長野市川中島町今里706
As-meエステール株式会社	丸 山 雅 史	東京都新宿区住吉町8-12
株式会社タツミヤ	曲 渕 恵美子	東京都八王子市暁町1-32-13
株式会社リオ横山ホールディングス	横 山 和 幸	愛知県名古屋市中区平和1-15-27
株式会社和真	根 岸 亨	東京都中央区銀座8-9-13
株式会社ジョイ	野 崎 健 二	東京都中野区鷺宮6-28-31-301
有限会社シーポートカンパニー	塚 田 浩 二	長野市安茂里小市3-30-24

- 4 変更した年月日
平成22年2月1日
- 5 届出年月日
平成22年3月9日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成22年3月29日から平成22年7月29日まで
- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友三本柳店

長野市三本柳東2-8

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	エドワード・ジェームズ・カレッジ・エッセイ	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	エドワード・ジェームズ・カレッジ・エッセイ	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成22年2月1日

5 届出年月日

平成22年3月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年3月29日から平成22年7月29日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友西尾張部店

長野市大字西尾張部1060-4 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	エドワード・ジェームズ・カレッジ・エッセイ	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	エドワード・ジェームズ・カレッジ・エッセイ	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成22年2月1日

5 届出年月日

平成22年3月9日

- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成22年3月29日から平成22年7月29日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友南長野店
長野市稲里町中央4-8-8 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	エドワード・ジェームズ・カレッジ・エッセイ	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	エドワード・ジェームズ・カレッジ・エッセイ	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

- 4 変更した年月日

- 平成22年2月1日
- 5 届出年月日
平成22年3月9日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成22年3月29日から平成22年7月29日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友長野北店
長野市檀田2-19-10 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	エドワード・ジェームズ・カレッジ・エッセイ	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	エドワード・ジェームズ・カレッジ・エッセイ	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成22年2月1日

5 届出年月日

平成22年3月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年3月29日から平成22年7月29日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友須坂店

須坂市大字須坂字金井原1539-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	エドワード・ジェームズ・カレッジ・エッセイ	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	エドワード・ジェームズ・カレッジ・エッセイ	東京都北区赤羽2-1-1
株式会社伊勢屋薬局	飯 島 健 雄	千曲市大字稲荷山836

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1
株式会社伊勢屋薬局	飯 島 健 雄	千曲市大字稲荷山836

4 変更した年月日

平成22年2月1日

5 届出年月日

平成22年3月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年3月29日から平成22年7月29日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友更埴粟佐店

千曲市粟佐1201 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	エドワード・ジェームズ・カレッジ・エッセイ	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	エドワード・ジームズ・カレシエフスキー	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成22年2月1日

5 届出年月日

平成22年3月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年3月29日から平成22年7月29日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友上山田店

千曲市大字上山田字神戸880-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	エドワード・ジームズ・カレシエフスキー	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	エドワード・ジームズ・カレシエフスキー	東京都北区赤羽2-1-1
合資会社大定商店	大 井 定 雄	上田市浦野47-18
遠 藤 三 郎	-	上田市武石沖699-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1
合資会社大定商店	大 井 定 雄	上田市浦野47-18
遠 藤 三 郎	-	上田市武石沖699-1

4 変更した年月日

平成22年2月1日

5 届出年月日

平成22年3月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年3月29日から平成22年7月29日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友戸倉店

千曲市大字戸倉1955-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワルド・ジエムズ・カレシエ ユスケー	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワルド・ジエムズ・カレシエ ユスケー	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成22年2月1日

5 届出年月日

平成22年3月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年3月29日から平成22年7月29日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提

出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友中野駅前店

中野市大字西條枝垂桜405-3 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワルド・ジエムズ・カレシエ ユスケー	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワルド・ジエムズ・カレシエ ユスケー	東京都北区赤羽2-1-1
寺島薬局株式会社	池 野 隆 光	茨城県つくば市天久保2-17-5

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1
寺島薬局株式会社	池 野 隆 光	茨城県つくば市天久保2-17-5

4 変更した年月日

平成22年2月1日

5 届出年月日

平成22年3月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県北信地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年3月29日から平成22年7月29日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県北信地方事務所商工観光課

産業政策課